

自己点検シート

事業所名：

連絡先：TEL

—

—

記入日：令和

年

月

日

記入者職氏名：役職

氏名

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅰ 基本方針					
1 基本方針	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態となった場合でも、特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるものとなっていますか。 また、事業者は、安定的かつ継続的な事業運営が図られるよう、努めていますか。	基準第192条の3	☐	☐	☐
	介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第254条)	☐	☐	☐
	指定居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	基準第3条第4項 (予防基準第3条第4項)	☐	☐	☐
Ⅱ 人員基準					
2 利用者の数	利用者数【前年度の平均値】を記入してください。 総利用者数(A)(介護＋予防)【 人】 利用者の数(B)(※)【 人】 (※)利用者の数(B)は、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数。 (計算式) 利用者の数(B)＝ 要介護の利用者数＋(要支援1と要支援2の利用者数)/3	基準第192条の4第1項、第2項 (予防基準第255条第1項、第2項)	☐	☐	☐
3 利用者数の算定	従業者の員数を算定する場合の利用者数は、前年度の平均値としていますか。	基準第192条の4第3項 (予防基準第255条第3項)	☐	☐	☐
4 生活相談員	常勤換算方法で、総利用者数(A)が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 必要数【 】 配置数【 】 ※100人までは常勤換算方法で1人必要 100人超～200人まで常勤換算方法で2人必要	基準第192条の4第1項、第2項 (予防基準第255条第1項、第2項)	☐	☐	☐
	1人以上は常勤かつ専従となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務(*)に従事することができる。 *外部サービスに利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含む。	基準第192条の4第4項、第5項 (予防基準第255条第4項、第5項)	☐	☐	☐
	生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者となっていますか。		☐	☐	☐
5 介護職員	介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人、及び要支援者である利用者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 ※利用者数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1人以上と算出する。	基準第192条の4第1項、第2項 (予防基準第255条第1項、第2項)	☐	☐	☐

[illegible]

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準					
8 設備及び備品等	建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く)は,耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。	基準第192条の6 (予防基準第257条)	☐	☐	☐
	居室,浴室,便所,食堂を有していますか。		☐	☐	☐
	各設備は次の基準を満たしていますか。		☐	☐	☐
	【居室】 ・1の居室の定員は,1人とする。ただし,利用者の処遇上必要と認められる場合は,2人とすることができるものとする。 ・プライバシーの保護に配慮し,介護を行える適当な広さであること。 ・地階に設けてはならないこと。 ・1以上の出入り口は,避難上有効な空き地,廊下又は広間に直接面して設けること。 ・非常通報装置又はこれに代わる設備を設けていること。		☐	☐	☐
	【浴室】 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。		☐	☐	☐
	【便所】 居室のある階ごとに設置し,非常用設備を備えていること。		☐	☐	☐
	【食堂】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		☐	☐	☐
	利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること。		☐	☐	☐
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		☐	☐	☐
構造設備の基準については,建築基準法及び消防法の定めるところによる。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅳ 運営基準					
9 内容及び手続きの説明及び同意	あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務分担の内容 ○受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類 ○居室、浴室、食堂の概要 ○要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 ○安否確認の方法及び手順 ○利用料の額及びその改定の方法 ○事故発生時の対応 等入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第192条の7（予防基準第258条）	☐	☐	☐
	契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。 ※契約書には、介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載していますか。		☐	☐	☐
	より適切なサービス提供を行うため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。		☐	☐	☐
	受託居宅サービス（介護予防サービス）の提供	（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者により、適切かつ円滑な受託サービスが提供されるよう、従業者による会議、サービス提供等に係る情報の伝達、サービス計画作成にあたっての協議等を行っていますか。	基準192条の8（予防基準第260条）	☐	☐
	受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者が受託サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。		☐	☐	☐
10 サービス提供の開始等	正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んだことはありますか。	基準第192条の12：第179条準用（予防基準第262条：第235条準用）	☐	☐	☐
	入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスの利用を妨げていませんか。		☐	☐	☐
	入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。		☐	☐	☐
	指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。		☐	☐	☐
11 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	基準第192条12：第11条準用（予防基準第262条：第49条の5準用）	☐	☐	☐
	被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。		☐	☐	☐
12 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	基準第192条：第12条準用（予防基準第262条：第49条の6準用）	☐	☐	☐
	要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		☐	☐	☐
13 サービスの提供の記録	サービス提供開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載していますか。	基準第192条の12：第181条準用（予防基準第262条：第237条の2準用）	☐	☐	☐
	介護サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等の必要な事項を書面に記録していますか。		☐	☐	☐
14 利用料等の受領	利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または介護予防サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が9割、8割又は7割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	基準第192条の12：第182条準用（予防基準第262条：第238条準用）	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合とそれ以外の場合との間で利用料に不合理な差額を生じさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 (2) おむつ代 (3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ※平成12年3月30日付け通知、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(老企第52号)」、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(老企第54号)」を参照 上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		☐	☐	☐
領収証	サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	介護保険法第41条第8項	☐	☐	☐
	領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第65条	☐	☐	☐
15 保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	基準第192条の2：第21条準用 (予防基準第262条：第50条の2準用)	☐	☐	☐
16 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針(身体的拘束等の禁止)	事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うよう努めていますか。	基準第192条の12：第183条準用 (予防基準第262条：第239条準用)	☐	☐	☐
	サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。		☐	☐	☐
	サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨としていますか。また、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		☐	☐	☐
	サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。		☐	☐	☐
	やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	※切迫性、非代替性、一時性の要件を満たしていますか。		☐	☐	☐
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。		☐	☐	☐
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 【指針に盛り込むべき内容】 ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施していますか。		☐	☐	☐
	自らその提供する特定施設入居者生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
17 特定施設サービス計画の作成	管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第192条の12: 基準第184条準用 (予防基準第264条: 第247条準用)	☐	☐	☐
	計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
	※計画の変更を行う場合も、上記の計画作成に準じて行うこと。				
	短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合、居宅介護支援事業所から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めていますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成していますか。		☐	☐	☐
	受託居宅サービス事業者の計画(訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られていますか。		☐	☐	☐
18 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。	基準第192条の12: 基準第187条準用 (予防基準第264条: 第250条準用)	☐	☐	☐
19 利用者の家族との連携等	利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	基準第192条の12: 基準第188条準用 (予防基準第264条: 第251条準用)	☐	☐	☐
20 管理者の責務	管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 管理者は、指定特定施設の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	基準第192条の12: 第52条準用 (予防基準第262条: 第52条準用)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
21 運営規程	指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員及び居室数 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤受託サービス事業者及び受託サービス事業所の名称及び所在地 ⑥利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦施設の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項 ※⑩は令和6年3月31日まで努力義務 なお、⑪の「その他施設の運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	基準第192条の9 (予防基準第259条)	☐	☐	☐
22 受託サービス事業者 (受託介護予防サービス事業者) への委託	受託サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託サービス事業所ごとに文書により行っていますか。	基準192条の10 (予防基準第260条)	☐	☐	☐
	受託サービス事業者は、指定居宅(介護予防)サービス事業者又は指定地域密着型(地域密着型介護予防)サービス事業者ですか。		☐	☐	☐
	受託サービス事業者が提供するサービスの種類は、(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与及び(介護予防)認知症対応型通所介護となっていますか。		☐	☐	☐
	事業開始にあたっては、(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問看護及び(介護予防)通所介護を提供する事業者と、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		☐	☐	☐
	事業開始にあたって契約を締結すべき受託サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		☐	☐	☐
	(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、当該特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。		☐	☐	☐
	受託サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。		☐	☐	☐
	受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。		☐	☐	☐
23 勤務体制の確保等	受託サービス事業者に委託した業務を再委託させていませんか。		☐	☐	☐
	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう勤務の体制(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者・機能訓練指導員・計画作成担当者との兼務関係等)を勤務表上明確にしていますか。	基準第192条の12: 第190条準用 (予防基準第262条:第241条準用)	☐	☐	☐
	当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。		☐	☐	☐
	指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		☐	☐	☐
	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
※令和6年3月31日まで努力義務	全ての従業者(医療・福祉関係の資格を有する者(※1)を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。また、新たに採用した従業者(医療・福祉関係の資格を有する者(※1)を除く)は、新卒採用・中途採用を問わず、採用後1年を経過するまでに受講させていますか。 ※1看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等 ※2令和3年4月～3年間の経過措置により令和6年3月31日までは努力義務		☐	☐	☐
	職場におけるハラスメントの防止のため、事業主は以下の措置を講じていますか。 ＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ②相談(苦情を含む、以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ＜事業主が講じることが望ましい取組＞ 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとおりである。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)		☐	☐	☐
24 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日まで努力義務	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、特定施設従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施していますか。	基準第192条の12:第30条の2準用(予防基準第262条:第53条の2の2準用)	☐	☐	☐
	業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。 ●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ③他施設及び地域との連携		☐	☐	☐
	研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしていますか。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施していますか。また、研修の実施内容についても記録していますか。(感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない)		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施していますか。 (感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である)		☐	☐	☐
25 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施について、防火管理者を置くこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせていますか。(また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせていますか) ※関係機関への通報及び連携体制の整備に関して、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めていますか。	基準第192条の12: 第103条準用 (予防基準第262条: 第120条の4準用)	☐	☐	☐
	訓練の実施に当たって、地域住民及の参加が得られるよう連携に努めていますか。		☐	☐	☐
26 衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	基準第192条の12: 第104条準用 (予防基準第262条: 第139条の2準用)	☐	☐	☐
	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。		☐	☐	☐
	特に、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症等の感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
※令和6年3月31日まで努力義務	感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。 □感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催 □感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 □感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施		☐	☐	☐
27 掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、苦情処理の措置の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 (ファイル等にして、見やすい場所に備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できる場合も可)	基準第192条の12: 第32条準用 (予防基準第262条: 第53条の4準用)	☐	☐	☐
28 秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	基準第192条の12: 第33条準用 (予防基準第262条: 第53条の5準用)	☐	☐	☐
	事業所の従業員であつた者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ個別に文書による同意を得ていますか。		☐	☐	☐
29 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第192条の12: 第34条準用 (予防基準第262条: 第53条の6準用)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
30 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止	居宅介護（介護予防）支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第192条の12：第35条準用（予防基準第262条：第53条の7準用）	☐	☐	☐
31 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数： 月平均 件程度 苦情相談窓口の設置： 有 ・ 無 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。	基準第192条の12：第36条準用（予防基準第262条：第53条の8準用）	☐	☐	☐
32 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。	基準第192条の12：第51条準用（予防基準第262条：第51条準用）	☐	☐	☐
33 地域との連携等	地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。	基準第192条の12：第191条の2準用（予防基準第262条：第53条の9準用）	☐	☐	☐
34 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	基準第192条の12：第37条準用（予防基準第262条：第53条の10準用）	☐	☐	☐
35 虐待の防止 【介】【予】 ※令和6年3月31日まで努力義務	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じていますか。 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。 ☐ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置 ☐ 虐待の防止のための指針の策定 ☐ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施 ☐ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置	基準第192条の12：第37条の2準用（予防基準第262条：第53条の10の2準用）	☐	☐	☐
36 会計の区分	指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、他の事業との会計を区分していますか。	基準第192条の12：第38条準用（予防基準第262条：第53条の11準用）	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
37 記録の整備	従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年間)保存していますか。 少なくとも次に掲げる記録を整備していますか。 ・(介護予防)特定施設サービス計画 ・受託サービス事業者から受けた報告に係る記録 ・受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・指定特定施設入居者生活介護を提供した際の、具体的なサービス内容等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録	基準第192条の11(予防基準第261条)	☐	☐	☐
38 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ていますか。	法第75条 施行規則第131条 (法第115条の5 施行規則第140条の19)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅴ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」					
1 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条 高齢者虐待防止法第2条 高齢者虐待防止法第2条 高齢者虐待防止法第2条 高齢者虐待防止法第2条 高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐
Ⅵ 業務管理体制の整備					
1 業務管理体制の整備	1. 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 《周知方法: 》 ①法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 《法令遵守責任者の届出: 済・未済 》 《所属・職名: 氏名: 》 ②法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出: 済・未済 》 ③業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出: 済・未済 》 2. 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ◎指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40 法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40 法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40 法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40 法第115条の32 施行規則第140条の40	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅶ 介護給付費関係					
1 基本的事項	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号及び平成18年厚生労働省告示第165号の別表1により算定していますか。 ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。 利用者の要介護(要支援)状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平12厚告19の一 算定基準別表の10口 (平18厚告127の一 予防算定基準別表の8口) 平12厚告19の二 (平18厚告127の二) 平12厚告19の三 (平18厚告127の三) 算定基準別表の10口注1 (予防算定基準別表の8口注1)	☐	☐	☐
2 限度額単位数	限度額単位数は、要介護(要支援)状態区分に応じて次のとおりとなっていますか。 ・要支援1 5,032単位 ・要支援2 10,531単位 ・要介護1 16,355単位 ・要介護2 18,362単位 ・要介護3 20,490単位 ・要介護4 22,435単位 ・要介護5 24,533単位	平18厚告165の一 口 (平18厚告165の二 口)	☐	☐	☐
3 基本サービス単位	利用者に対し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が基本サービスを行った場合、1日につき次の単位を算定していますか。 ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費…83単位 ・外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費…56単位	平18厚告165別表 第一の1注1 (平18厚告165別表 第二の1注1)	☐	☐	☐
4 障害者等支援加算	養護老人ホームである事業所において、知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、指定居宅サービス基準第192条の2(指定介護予防サービス基準第253条)に規定する基本サービスの提供に当って、特に支援を必要とするものに対して基本サービスを行った場合に、1日につき20単位を加算していますか。	平18厚告165別表 第一の1注2 (平18厚告165別表 第二の1注2)	☐	☐	☐
5 人員基準欠如減算 【介】 【予】	人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 【看護・介護職員の人員基準欠如について】 ・人員基準上必要とされる人員から1割を超えて減少 ⇒その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定) ・1割の範囲内で減少 ⇒その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定) ※ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。	平12告27通所介護 費等の算定方法 五 口 (平12告19通所介護 費等の算定方法 十九 口)	☐	☐	☐
6 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【訪問介護】	利用者に対して指定訪問介護に係る受託居宅サービス事業者の訪問介護員等がサービス提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定していますか。	平18厚告165別表 第一の2イロハ注1	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【訪問介護】	身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に次のとおり所定単位数を算定していますか。※介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り算定していますか。 ①所要時間15分未満の場合…96単位 ②所要時間15分以上30分未満の場合…193単位 ③所要時間30分以上1時間30分未満の場合…262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数 ④所要時間1時間30分以上の場合…561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数	平18厚告165別表第一の2イ注2	☐	☐	☐
	生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に次のとおり所定単位数を算定していますか。 ①所要時間15分未満の場合…49単位 ②所要時間15分以上1時間未満の場合…96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した単位数 ③所要時間1時間以上1時間15分未満の場合…219単位 ④所要時間1時間15分以上の場合…262単位	平18厚告165別表第一の2ロ注3	☐	☐	☐
	通院等のための乗降介助が中心である場合、1回につき87単位を算定していますか。	平18厚告165別表第一の2ハ注4	☐	☐	☐
	利用者に対して指定介護予防訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等がサービス提供を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 (1)1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者…1,057単位 (2)1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者…2,115単位 (3)(2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る)…3,355単位	(平18厚告165別表第二の2)	☐	☐	☐
7 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【訪問入浴介護】	利用者に対して指定訪問入浴介護に係る受託居宅サービス事業者の看護職員1人及び介護職員2人がサービス提供を行った場合は、訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の3	☐	☐	☐
	訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからへまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防訪問入浴 介護】	利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人がサービス提供を行った場合は、介護予防訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の4)	☐	☐	☐
	介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからへまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
8 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【訪問看護】	通院が困難な利用者に対して、指定訪問看護に係る受託居宅サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づきサービス提供を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※准看護師によるサービス提供は不可。	平18厚告165別表第一の4イ	☐	☐	☐
	所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定していますか。	平18厚告165別表第一の4ロ	☐	☐	☐
	准看護師が所要時間20分未満の指定訪問看護を行った場合は、訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の4ハ	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防訪問看 護】	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の4ニ	☐	☐	☐
	イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から注12まで、注14及び注15並びにニからチまでについては、適用しません。	平18厚告165別表第一の4ホ	☐	☐	☐
	通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問看護に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等がその主治の医師の指示及び介護予防訪問看護計画に基づきサービス提供を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算出した、介護予防訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数算定していますか。	(平18厚告165別表第二の5イ)	☐	☐	☐
	所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定していますか。	(平18厚告165別表第二の5ロ)	☐	☐	☐
	准看護師が所要時間20分未満の指定介護予防訪問看護を行った場合は、介護予防訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の5ハ)	☐	☐	☐
	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の5ニ)	☐	☐	☐
9 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【指定訪問リハビリ テーション】	イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロの注1から注10まで、注12及び注13並びにハからヘまでについては、適用しません。	(平18厚告165別表第二の5ホ)	☐	☐	☐
	通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者の理学療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づきサービス提供を行った場合は、訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の5	☐	☐	☐
	訪問リハビリテーション費のイの注1から注7まで、注9及び注10並びにロ及びハについては、適用しません。		☐	☐	☐
	外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防訪問リハ ビリテーション】	通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、サービス提供を行った場合は、介護予防訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の6)	☐	☐
10 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【通所介護】	介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注6まで及び注8から注10まで並びにロ及びハについては、適用しません。		☐	☐	☐
	利用者に対して指定通所介護に係る受託居宅サービス事業者が通常規模、大規模型(Ⅰ)又は大規模型(Ⅱ)事業所として都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の6イ	☐	☐	☐
	厚生省告示に規定する利用者(※)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、指定通所介護費のイ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者	平18厚告165別表第一の6ロ	☐	☐	☐
	イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及びニからヘまでについては、適用しません。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【通所介護】	利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)(※)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ※人員基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。 (1)要支援1 1,504単位 (2)要支援2 3,084単位	平18厚告165別表 第二の3	☐	☐	☐
11 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【指定通所リハビリ テーション】	利用者に対して指定通所リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者が、指定通所リハビリテーション事業所においてサービス提供を行った場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、通所リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表 第一の7	☐	☐	☐
	通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及びにニからトまでは適用しません。		☐	☐	☐
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防通所リハ ビリテーション】	利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者が、都道府県知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所においてサービス提供を行った場合は、利用者の要支援状態区分に応じて、介護予防通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表 第二の7イ)	☐	☐	☐
	また、加算については次のとおり算定していますか。		☐	☐	☐
	①運動器機能向上加算 運動器機能向上サービスを行った場合、1月につき203単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の7ロ)	☐	☐	☐
	②栄養改善加算 栄養改善サービスを行った場合、1月につき180単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の7ハ)	☐	☐	☐
	③口腔機能向上加算 口腔機能向上サービスを行った場合、1月につき135単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の7ニ)	☐	☐	☐
	次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が利用者に対し、選択的サービスのうち複数のサービスを実施した場合には、1月につき次に掲げる単位数を加算していますか。 ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合には、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	(平18厚告165別表 第二の7ホ)	☐	☐	☐
	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 432単位 ①から③のいずれにも適合していること。 (2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 630単位 ④及び⑤のいずれにも適合していること。		☐	☐	☐
	イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注8まで及びロからヲまでについては、適用しません。	(平18厚告165別表 第二の7ヘ)	☐	☐	☐
12 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【福祉用具貸与】	利用者に対して、指定福祉用具貸与に係る受託居宅サービス事業者が、サービス提供を行った場合は、現に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定していますか。	平18厚告165別表 第一の8イ	☐	☐	☐
	ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準(※)を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、当該指定福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防福祉用具 貸与】	※サービスの提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具のすべての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。		☐	☐	☐
	指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しません。	平18厚告165別表第一の8ロ	☐	☐	☐
	利用者に対して指定介護予防福祉用具貸与に係る受託介護予防サービス事業者が、サービス提供を行った場合は、現に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定していますか。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準(※)を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。	(平18厚告165別表第二の8イ)	☐	☐	☐
	※サービスの提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具のすべての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。		☐	☐	☐
13 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【地域密着型通所介 護】	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しません。	(平18厚告165別表第二の8ロ)	☐	☐	☐
	利用者に対して指定地域密着型通所介護に係る受託居宅サービス事業者において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費に90/100を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の9イ	☐	☐	☐
	利用者(※)に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費の療養通所介護費のロの単位数に90/100を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の9ロ	☐	☐	☐
	※難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの				
14 外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護費 【認知症対応型通所 介護】	利用者に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、指定地域密着型通所介護費イ(2)(所要時間4時間以上5時間未満の場合)に63/100を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の9ハ	☐	☐	☐
	イからハまでについては、地域密着型通所介護のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハからホまでについては、算定しない。	平18厚告165別表第一の9ニ	☐	☐	☐
	利用者に対して指定認知症対応型通所介護に係る受託居宅サービス事業者が、市町村に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の10イ	☐	☐	☐
	利用者(※)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の10ロ	☐	☐	☐
	※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型 介護予防特定施設入 居者生活介護費 【介護予防認知症対 応型通所介護】	認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハからホまでについては、適用しません。	平18厚告165別表 第一の10ハ	☐	☐	☐
	利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が市町村に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、介護予防認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表 第二の9イ)	☐	☐	☐
	厚生労働大臣が定める利用者(※)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表 第二の9ロ)	☐	☐	☐
	※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者 ①個別機能訓練加算 個別機能訓練を行った場合、1日につき24単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の9ハ)	☐	☐	☐
	②栄養改善加算 栄養改善サービスを行った場合、1月につき180単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の9ニ)	☐	☐	☐
	③口腔機能向上加算 口腔機能向上サービスを行った場合、1月につき135単位を加算していますか。	(平18厚告165別表 第二の9ホ)	☐	☐	☐
15 サービス提供体制強化加算 【介】【予】	イ～ホについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注17まで並びにハからホまでについては、適用しません。	(平18厚告165別表 第二の9ヘ)	☐	☐	☐
15 サービス提供体制強化加算 【介】【予】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ※ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	算定基準別表の10 ト注 (予防算定基準別表の8ニ注)	☐	☐	☐
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通	人員基準欠如に該当していませんか。		☐	☐	☐
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	以下のいずれかに適合していますか。 □介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上か □介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上か 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していますか。 (例) ・LIFEを活用したPDCAサイクルの構築 ・ICT・テクノロジーの活用 ・高齢者の活躍等による役割分担の明確化 ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること。 ※実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。		☐	☐	☐
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上ですか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	以下のいずれかに適合していますか。 □介護職員の総数のうち介護福祉士の数が50%以上か □看護、介護職員の総数のうち常勤職員の数75%以上か □介護サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の職員の数が30%以上か (直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員)		□	□	□
16 介護職員処遇改善加算 【介】【予】	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、あらかじめ届け出た事業所が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次の①、②、③、④、⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の82に相当する単位数 ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 次の①及び②、③の双方、並びに⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の60に相当する単位数 ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次の①、⑤に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の33に相当する単位数	算定基準別表の10 チ注 (予算算定基準別表の8ホ注)	□	□	□
①賃金改善計画	介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。 当該事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、届け出ていますか。 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について届け出ていますか。 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告していますか。 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 労働保険料の納付が適正に行われていますか。		□	□	□
②キャリアパス要件Ⅰ	次に掲げる要件の全てに適合していますか。 A: 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 B: Aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		□	□	□
③キャリアパス要件Ⅱ	次に掲げる要件の全てに適合していますか。 A: 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B: Aについて、全ての介護職員に周知していること。		□	□	□
④キャリアパス要件Ⅲ	次に掲げる要件の全てに適合していますか。 A: 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 B: Aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		□	□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
⑤職場環境等要件	届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していますか。		☐	☐	☐
17 介護職員等特定処遇改善加算【介】【予】	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、あらかじめ届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ※次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の18に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の12に相当する単位数	算定基準別表の10リ注 (予防算定基準別表の8へ注)	☐	☐	☐
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通	介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上ですか。ただし、本加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。		☐	☐	☐
	介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均し高くなっていますか。		☐	☐	☐
	介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上ですか。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでない。		☐	☐	☐
	介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回っていませんか。		☐	☐	☐
	賃金改善に関する計画、計画の実施期間及び実施方法等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書の作成・周知、本市への届出をしていますか。 周知方法()		☐	☐	☐
	事業継続困難時に賃金水準を見直す場合には、本市へ届け出ていますか。		☐	☐	☐
	事業年度ごとの処遇改善実績を報告していますか。		☐	☐	☐
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していますか。		☐	☐	☐
	介護職員等特定処遇改善計画書の届出に係る計画の期間中に、実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込みを全ての職員に周知していますか。 周知方法()		☐	☐	☐
	処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。		☐	☐	☐
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を届け出て算定していますか。		☐	☐	☐

法 : 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
 施行規則 : 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
 基準 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
 予防基準 : 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成29年4月1日)
 算定基準 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
 予防算定基準 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号)